

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識及び規制標示並びに「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識及び規制標示の新設関係

「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識及び規制標示並びに「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識及び規制標示の様式等を新たに規定することについては、賛成の立場から、

○ 道路標識等に英語を併記することは分かりやすく良い。

との御意見があった一方、

○ オリンピックのシンボルである五輪マークを用いる、道路標識の色彩を工夫するなど、大会に関する道路標識であることをより分かりやすくすべき。

○ 「TOKYO2020」のような文字ではなく、絵等を用いた方が分かりやすい。

○ 道路標示の「7-9」の文字の意味が分かりにくく、また、目立たない。

といった御意見がありました。

新設する道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）の様式に五輪マークを用いることや、五輪マークとパラリンピックのシンボルであるスリーアギトスを併記して用いることについて、関係機関と協議・検討いたしました。オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会は独立した大会であることを踏まえ、両大会の期間中を通じて五輪マークのみを用いることや五輪マークとスリーアギトスを併記することは望ましくないとの結論に至りました。

また、これらのマークを道路標識等に用いるため、東京オリンピック競技大会終了後、東京パラリンピック競技大会開始までの期間に、道路標識等を変更すること等は、工期等の観点から困難であると考えられるため、両大会を通じて使用可能な「TOKYO2020」を用いることとし、大会関係車両を対象とするものであることを分かりやすくしております。

道路標識の色彩については、現行の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）別表第二に規定する「専用通行帯」や「路線バス等優先通行帯」を表示する道路標識と同様の色彩としております。両大会の期間中、大会関係車両が通行する道路にはピンク色の看板が設置されることとなりますが、これらの看板との混同を避けるとともに、規制標識であることを明らかにするため、現行の規制標識と同様の色彩とすることといたしました。

道路標示については、現行の標識標示令別表第六専用通行帯の項等において、例示として「7-9」を規定し、これにより交通の規制が行われている時間が7時から9時までであることを示すこととしている点を踏まえ、今回の改正においても、同様に規定することといたしました。また、運転者から見て手前に「TOKYO2020」を表示することで、大会関係車両等専用通行帯又は大会関係車両等優先通行帯であ

ることを運転者がより分かりやすく認識できる様式としております。

## 2 「歩行者横断禁止」を表示する規制標識に関する規定の整備関係

「歩行者横断禁止」を表示する規制標識の「横断禁止」の文字に代えて「わたるな」の文字を用いることができることとするについては、賛成の立場から、

- ひらがなであれば子供も理解できるようになるので賛成。
- 親が子供に意味を分かりやすく教えることができる。

といった御意見があった一方、

- ひらがなにしても無意味である。
- 漢字よりひらがなの方が分かりにくい。
- 「わたらないで」、「わたっちゃだめ!」、「わたらない」、「わたらないでください」等の「わたるな」以外の表現を用いたり、「DO NOT ACROSS」、「NO CROSSING」、「不要過路」、「禁止過路」等の外国語と併記したりした方が良い。

といった御意見がありました。

令和元年5月に滋賀県大津市で発生した歩行中の未就学児を被害者とする交通死亡事故等、子供が犠牲となる交通事故が相次いで発生している状況を受け、同年6月18日、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、これに基づき関係省庁が連携して各種対策を推進するなど、子供を交通事故から守るための安全・安心な歩行空間の整備に向け、政府一丸となって取り組んでいるところですが、今回の改正は、「歩行者横断禁止」を表示する規制標識について、「横断禁止」の文字を子供が読むことができるかという点に懸念があることから、子供にも分かりやすいものとなるよう、ひらがなの「わたるな」の文字を用いることができることといたしました。

また、「わたるな」に代わる表現や併記する表現として、「わたらないで」、「わたっちゃだめ!」、「わたらない」、「わたらないでください」、「DO NOT ACROSS」、「NO CROSSING」、「不要過路」、「禁止過路」等多数の御意見をいただきましたが、

- 標識板の寸法と視認性の観点から、文字数に制約があること
- 柔和な表現を用いると、受け手にとって明瞭でなく、かえって誤解を招く要因ともなり得るため、交通事故を防止するという目的を達成するには、禁止の意味を明確に伝えることが必要であることを踏まえ、禁止の意味を端的に表現する「わたるな」の文字を用いることができることといたしました。

## 3 その他

命令案に対する直接の御意見ではありませんが、大会期間中の交通規制やその周知、道路標識等の整備方針に関する御意見、現行の道路標識等の様式や整備方針、交通安全教育に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。